

令和5年3月24日
山口県報号外第10号
監査公表第2号別冊

令和4年度
財政的援助団体等監査結果報告書

令和5年3月
山口県監査委員

目 次

1 監査の概要	
（1）監査の対象	1
（2）監査の実施方法	1
（3）監査の着眼点	1
（4）監査の実施状況	1
2 監査の結果	
（1）公立大学法人山口県立大学	3
（2）公益財団法人山口県健康福祉財団	3
（3）一般財団法人山口県施設管理財団	3
（4）山口宇部空港ビル株式会社	4
（5）山口県流通センター株式会社	4
（6）山口県商工会連合会	4
（7）山口商工会議所	5
（8）山口県中小企業団体中央会	5
（9）下関商工会議所	5
（10）学校法人片山学園	6
（11）学校法人るんびに学園	6
（12）学校法人流川学園	6
（13）公益財団法人山口県体育協会	7
（14）やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	7
（15）公益財団法人山口県ひとづくり財団	7
（16）サントリーパブリシティサービスグループ	8
（17）社会福祉法人山口県社会福祉事業団	8
3 意見	9
4 今後の措置	9
別紙 監査の着眼点	10

財政的援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次に掲げる団体の出納その他の事務の執行に関する監査を実施した。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

イ 財政的援助団体

県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償金、利子補給金その他財政的援助を行っている団体

ウ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査の実施方法

監査は、山口県監査委員監査基準に準拠し、出資団体、財政的援助団体及び指定管理者の資金の出納状況、補助した事業の執行状況又は団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼とし、原則として、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象団体に出向き、当該監査対象団体の職員からのヒアリング、関係資料及び書類等に基づき監査を実施した。

なお、一部団体については書面監査とし、監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が書面に基づき監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

別紙によるとともに、監査対象団体の内部統制の状況及び県所管課による指導状況について特に確認した。

(4) 監査の実施状況

令和4年12月から令和5年2月の間において、17団体（21機関）を選定し、監査を実施した。

【監査実施団体の名称及び監査実施年月日】

区分	番号	監査対象団体	所管課	出資	財政的援助	指定管理	委員監査実施年月日
出資団体	1	公立大学法人山口県立大学	学事文書課	○	○		令和5年1月24日
	2 2-1	公益財団法人山口県健康福祉財団 健康づくりセンター	①厚政課 ②健康増進課	○		○	令和5年2月8日
	3 3-1 3-2	一般財団法人山口県施設管理財団 ①維新百年記念公園 ②県営住宅	①都市計画課 ②住宅課	○		○	令和5年1月24日
	4	山口宇部空港ビル株式会社	交通政策課	○	○		令和5年2月8日
	5	山口県流通センター株式会社	商政課	○			令和5年2月8日
財政的援助団体	6	山口県商工会連合会	経営金融課		○		令和5年2月2日
	7	山口商工会議所	経営金融課		○		令和5年2月2日
	8	山口県中小企業団体中央会	経営金融課		○		令和5年2月2日
	9	下関商工会議所	経営金融課		○		令和5年2月2日
	10	学校法人片山学園	学事文書課		○		令和5年2月2日
	11	学校法人るんびに学園	学事文書課		○		令和5年2月2日
	12	学校法人流川学園	学事文書課		○		令和5年2月2日
	13	公益財団法人山口県体育協会	スポーツ推進課		○		令和5年2月6日
14	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	ぶちうまやまぐち推進課		○		令和5年2月6日	
指定管理者	15-1 15-2	公益財団法人山口県ひとづくり財団 ①セミナーパーク ②スポーツ交流村	①政策企画課 ②スポーツ推進課			○	令和5年1月31日 令和5年2月10日
	16	サントリーパブリシティサービスグループ（山口県民文化ホールいわくに）	文化振興課			○	令和5年2月10日
	17	社会福祉法人山口県社会福祉事業団（みほり学園）	こども家庭課		○	○	令和5年1月31日

2 監査の結果

(1) 公立大学法人山口県立大学

ア 出資金及び交付金について

本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的として設立され、県は、資本金12,797,623,000円的全額を出資している。

また、県は、令和3年度において、県立大学運営費交付金1,353,852,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(2) 公益財団法人山口県健康福祉財団

ア 出資金及び指定管理料について

本財団は、山口県民の健康づくりの推進に関する事業及び 障害者の支援、高齢者の福祉の増進、青少年の健全な育成等社会福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業を行い、県民の健康及び県内の社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産23,740,000円のうち、20,000,000円を出資している。

また、県は、山口県健康づくりセンターの指定管理者の指定をしており、令和3年度において、委託料（指定管理料）27,231,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(3) 一般財団法人山口県施設管理財団

ア 出資金及び指定管理料について

本財団は、山口県における都市公園や県営住宅等、公の施設の管理運営事業を行い、これを通じて、県民の健全な心身と豊かな都市環境の形成に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産7,500,000円のうち5,000,000円を出資している。

また、県は、維新百年記念公園及び県営住宅等に係る指定管理者の指定をして

おり、令和3年度において、委託料（指定管理料）262,179,000円及び1,191,814,800円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(4) 山口宇部空港ビル株式会社

ア 出資金及び補助金について

本会社は、貸室業、物品販売業等を営むことを目的として設立され、県は、資本金320,000,000円のうち、96,000,000円を出資している。

また、県は、令和3年度において、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警備業務補助金4,599,000円、山口宇部空港機能維持事業補助金6,500,000円及び中小企業事業継続支援金400,000円を支出している。

イ 監査の結果

出資及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(5) 山口県流通センター株式会社

ア 出資金について

本会社は、山口県流通センター内の共益施設の建設及び管理に関する事業等を営むことを目的として設立され、県は、資本金300,000,000円のうち90,000,000円を出資している。

イ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(6) 山口県商工会連合会

ア 補助金について

本連合会は、地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として設立され、県は、令和3年度において、小規模事業経営支援事業費補助金110,239,900円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金41,206,616円及び創業・事業承継専門家派遣等事業補助金1,906,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(7) 山口商工会議所

ア 補助金について

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和3年度において、小規模事業経営支援事業費補助金90,862,000円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金4,620,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(8) 山口県中小企業団体中央会

ア 補助金について

本会は、地区内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の健全な発達及び中小企業の進行を図るために必要な事業を行い、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立され、県は、令和3年度において、山口県中小企業団体中央会補助金92,221,099円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(9) 下関商工会議所

ア 補助金について

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国民経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、令和3年度において、小規模事業経営支援事業費補助金68,605,600円、創業・事業承継専門家派遣等事業補助金947,884円、小規模事業者応援キャンペーン事業補助金5,000,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(10) 学校法人片山学園

ア 補助金について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、心身ともに健康で情操豊かな幼児を育成することを目的として設立され、県は、令和3年度において、私立学校運営費補助金48,893,000円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金（国庫補助対象分）18,424,000円、認定こども園等教育支援体制整備補助金1,535,000円及び幼稚園等地域開放事業補助金500,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(11) 学校法人るんびに学園

ア 補助金について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、浄土真宗の精神に基づく学校教育を行うことを目的として設立され、県は、令和3年度において、私立学校運営費補助金43,440,000円、私立幼稚園等特別支援教育費補助金（国庫補助対象分）8,624,000円、認定こども園等教育支援体制整備補助金970,000円及び幼稚園等地域開放事業補助金62,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、次の報告・公表事項があった。

令和3年度の私立幼稚園等特別支援教育費補助金（国庫補助対象分）に係る実績報告書において、交付を受けようとする補助金の額の算出を誤ったことにより、同補助金が過大に交付されていた。

(12) 学校法人流川学園

ア 補助金について

本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、思いやりのある元気な人財を育成することを目的として設立され、県は、令和3年度において、私立学校運営費補助金33,064,000円、私立学校耐震化促進利子補給金1,219,680円

及び認定こども園等教育支援体制整備補助金500,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、おおむね適正と認められた。

(13) 公益財団法人山口県体育協会

ア 補助金について

本協会は、山口県内のスポーツ団体を統括し、県民の健康・体力の向上とスポーツ精神の普及を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、令和3年度において、若者が活躍する競技スポーツ推進事業費補助金163,177,000円及びスポーツ振興対策事業費補助金20,816,110円（国民体育大会等選手派遣事業11,267,110円、社会体育普及推進事業9,549,000円）を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

改善留意を要する事項としては、補助金の額に影響はないものの、団体が提出した実績報告書について、所管課による証憑書類との突合・確認が行われていない事案や競技団体等から団体へ提出された交付申請書や実績報告書に不備があるものが看過されていた事案など、所管課による実績確認等も不十分と考えられる事案が認められた。

(14) やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

ア 補助金について

本協議会は、生産者、流通・加工関係者、消費者が協働した「地産・地消」の推進や、県内外における販路拡大など、県産農林水産物やその加工品の一体的かつ効果的な流通販売対策を通じた需要拡大を図ることを目的として設立され、県は、令和3年度において、流通対策等事業補助金91,195,000円を支出している。

イ 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(15) 公益財団法人山口県ひとつくり財団

ア 指定管理料について

本財団は、山口県の未来を拓く人づくりをすすめるため、様々な分野で活躍で

きる地域の人材の育成に関する事業及び地域文化に関する事業を総合的に推進し、もって山口県勢の躍進に寄与することを目的として設立され、県は、山口県セミナーパーク、山口県スポーツ交流村、山口県青少年自然の家（秋吉台、十種ヶ峰、由宇）、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定をしており、監査対象とした山口県セミナーパーク及び山口県スポーツ交流村については、令和3年度において、委託料（指定管理料）258,231,000円及び108,240,194円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

(16) サントリーパブリシティサービスグループ

ア 指定管理料について

本グループは、サントリーパブリシティサービス株式会社を代表として構成され、同社は、ホール・博物館・美術館・図書館・会議場の企画、運営、管理等の事業を営むことを目的として設立され、県は、山口県民文化ホールいわくにに係る指定管理者の指定をしており、令和3年度において、委託料（指定管理料）231,531,858円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、特に改善留意を要する事項はなく、適正と認められた。

(17) 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

ア 指定管理料及び補助金について

本事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、山口県みほり学園に係る指定管理者の指定をしており、令和3年度において、委託料（指定管理料）189,388,000円を支出している。

また、県は、社会的養護従事者処遇改善事業費補助金658,000円を支出している。

イ 監査の結果

公の施設の管理及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、改善留意を要する事項はあるものの、おおむね適正と認められた。

3 意見

補助金に係る適正な事務の執行について

補助金については、これまでも、適正な事務の執行について意見を付してきたところであるが、今年度の監査において、補助金の額の算定誤りにより補助金の過大交付があった。

また、補助金の額に影響のないものの、団体が提出した実績報告書について、所管課による証憑書類との突合・確認が行われていない事案や交付申請書や実績報告書に不備があるものが看過されていた事案など、所管課による実績確認等も不十分と考えられる事案が認められた。

については、所管課においては、補助金の交付を行う者が実施すべき確認事項等を精査し、確実に実施した上で、各団体において、事務の内容や事務に係る内部統制体制、規程等を改めて確認し、適正な事務の執行が図られるよう、必要な監督や指導、助言を行われたい。

4 今後の措置

改善留意を要するものについては、県の所管課に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、関係団体への指導監督に努めるよう求め、今後の定期監査等において、改善の状況を確認していく。

また、報告・公表事項に係る措置状況については、令和5年度に公表するものとする。

【別紙 監査の着眼点】

1 出資団体

- (1) 出資団体はその目的に沿って運営されているか。
- (2) 出資団体の経営及び財政の状態は良好か。
- (3) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (4) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (5) 会計経理組織は整備されているか。
- (6) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (7) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (8) 内部統制に関する認識はあるか。
- (9) 内部統制は十分に機能しているか。
- (10) 出資団体に対する指導監督は適切に行われているか。

2 財政的援助団体

- (1) 補助事業等は交付の目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 補助事業等の事業計画及び予算計画は適切であるか。
- (3) 事業の計画と実施内容は相違していないか。
- (4) 補助金等の交付条件は履行されているか。
- (5) 交付された補助金等は適期適正に受け入れられているか。
- (6) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (7) 補助金等を他に流用し、又は不正に使用していないか。
- (8) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (9) 実績報告書等は提出されているか。
- (10) 会計経理組織は整備されているか。
- (11) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (12) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (13) 補助金等の事業効果は十分に達せられているか。
- (14) 内部統制に関する認識はあるか。
- (15) 内部統制は十分に機能しているか。

3 指定管理者

- (1) 包括協定書の内容は適正か。
- (2) 包括協定書に基づく管理業務実施状況は適正か。
- (3) 支払われた委託料は適期適正に受け入れられているか。
- (4) 資金の運用はその目的に沿って効率的かつ堅実に行われているか。
- (5) 財務諸表は適正に作成されているか。
- (6) 事業報告書等報告書類は提出されているか。
- (7) 会計経理組織は整備されているか。
- (8) 会計経理の処理は団体が採用している会計基準等に基づき適正に行われているか。
- (9) 帳簿その他証拠書類は適正に整理されているか。
- (10) 内部統制に関する認識はあるか。
- (11) 内部統制は十分に機能しているか。
- (12) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

4 関係証拠書類及び帳簿の整備等

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 補助金等交付申請書添付書類（事業計画書、設計書等）
- (3) 補助金等交付決定書
- (4) 補助金等交付書
- (5) 補助金等実績報告書
- (6) 予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 決算報告書
- (9) 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表、会議議事録、定款、寄附行為、業務方法書、諸規程その他関係諸帳